

# 重要事項説明書

## 1 【事業の目的】

医療法人財団華林会が、実施する通所介護事業所（以下、通所介護事業）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態」という）になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立（律）した生活を営む事ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の維持と生きがいの向上及び利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る事を目的とします。

## 2 【運営の方針】

- 1) 指定通所事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になる事の予防に質するよう、その目標を設定し計画的に行うものとします。
  - 2) 事業所自らその提供に当たっては指定通所介護の質の評価を行い常にその改善を図ります。
  - 3) 指定通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行います。
  - 4) 指定通所介護の提供に当たる従業者は、介護サービスの提供に当たっては懇切丁寧に行なう事を旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。
  - 5) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
  - 6) 指定通所介護は常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供します。特に認知症の状態にある要介護者に対しては必要に応じその特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えます。
2. 実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努めます。

## 3 【事業所の名称等】

事業所の設置・経営主体は、次のとおりとします。

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 法人名・代表者名 | 医療法人財団 華林会      |
| 法人所在地    | 福岡市西区戸切2丁目14-45 |
| 電話番号     | 092-811-3331    |

事業所名称及び所在地、利用定員等は次のとおりとする

|           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| 事業所名      | 通所介護事業所 かりん                     |
| 所在地       | 福岡市西区戸切2丁目13-27                 |
| 電話・FAX    | TEL092-811-3111 FAX092-811-3110 |
| 介護保険事業所番号 | 4071202875                      |
| サービス種類    | 介護予防型通所サービス・通所介護                |
| 利用定員      | 30名                             |
| サービス提供地域  | 福岡市西区戸切2丁目                      |

## 4 【事業所の職員体制及び職務内容】

事業所に勤務する従業員の職種・員数・職務内容は次のとおりとします。

| 職種    | 人員      | 職務内容                    |
|-------|---------|-------------------------|
| 管理者   | 1名      | 従業員の管理及び業務の管理           |
| 生活相談員 | 1名以上    | 利用者の生活の向上の為の相談・援助、他通所介護 |
| 看護職員  | 1名（非常勤） | 看護その他通所介護の提供            |
| 介護職員  | 2名以上    | 介護その他の通所介護の提供           |
| 機能訓練士 | 1名（非常勤） | 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止訓練等 |
| 調理員   | 委託業者    | 調理業務                    |

## 5 【営業日及び営業時間】

|          | 平日         | 土曜日        | 日、祭日 |
|----------|------------|------------|------|
| 営業時間     | 8:30~17:00 | 8:30~17:00 | 休み   |
| サービス提供時間 | 9:00~16:00 | 9:00~16:00 | 休み   |

(注) お盆（8/13~8/15）・年末・年始（12/30~1/3）は、休日とします。

\*長期休暇（5日以上）の時は、入浴などの関係で1日開催すること有

\*災害等やむを得ない事情が生じた場合は、利用者に連絡の上変更することがあります。

## 6 【指定通所介護の内容】

事業所が行う通所介護の内容は次のとおりとします。

- 1) 通所介護計画の作成
- 2) 生活指3) 機能訓練
- 4) 介護サービス
- 5) 健康状6) 送迎
- 7) 給食サービス
- 8) 入浴サ9) 介護の関する相談等

2 事業所がサービスを提供するに当たっては以下の事を遵守するものとします。

- 1) あらかじめ利用（申込）者又はその家族に、サービスの選択に質すると認められる重要事項を記した文書を公布して説明を行い同意を得て提供を開始します。
- 2) 利用者の介護保険認定の有無や有効期間を確認します。又、認定審査会意見を配慮します。
- 3) 前項第1号の通所介護計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供します。既に居宅サービス計画が作成されている利用者においては、その内容に沿った通所介護計画を作成し、当該利用者にも交付します。そして、一定期間毎に利用者のQOL向上に為計画の見直しを行います。

3 事業所は正当な理由なくサービス提供を拒むことはありません。

## 7 【指定通所介護の利用料その他の費用】

指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受理事務サービスである時は、その負担割合証の負担割合分の額とします。

- 2 前項に定めるものの他、事業所は利用者から以下の費用の支払いを受けるものとし、その額は、別表のとおりとします。
- 3 事業所が利用者から前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名を受ける事とします。
- 4 事業所が利用者から第1項及び第2項の費用の支払いを受けた時は、サービスの内容・金額を記載した領収書（法定代理受理事務サービスに該当しない場合、サービス提供証明書）を利用者に交付します。
  - 1) 法定利用料金は、居宅サービス計画に基づき提供されたサービス且つ要介護ごとに設定された支給限度額内に限ります。居宅サービス計画を作成していない場合など、「償還払い」をとる場合には、いったん利用者が利用料（10割）を支払いその後市町村に対して、保険給付（負担割合証による負担割合分）を請求、支給限度額を超えるサービス利用の場合は、超過分に対して費用全額をご負担していただくことになります。
  - 2) その他
    - ① 教養娯楽費などで特別な費用がかかるものは、実費を負担していただきます。

\* 通所介護利用料金・介護職員処遇改善加算に関しては、別紙のとおりご参照ください。

## 8 【サービス利用に当たっての留意事項】

利用所が事業所の提供するサービスを受けるにあたっての留意事項は次の通りとします。

- 1) 利用者又はその家族は、利用者の心身の状態等に変化が見られた場合は、速やかに、事業所の職員に連絡します。
  - 2) 事業所の設備・備品を利用する際には事業所職員の指示に従って下さい。
  - 3) 他の利用者の迷惑となる行動を慎む事
- 2 事業所は、介護の実施に際し居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、主治医・保健医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、以下の場合には、利用者及びその家族に必要な情報を提供することとします。
- 1) 利用者がサービス変更を希望しそれが適切と判断される場合
  - 2) 次の理由により適切なサービス提供が困難と判断される場合
    - ① 第3条に定める要定員を超える場合
    - ② 第3条に定める通常の事業の実施地域外の利用者で送迎等に対応できない時
    - ③ 利用者が正当な理由が無く、指定通所介護の利用に関する指示に従わない為、サービス提供ができない時
    - ④ その他正当な理由により受け入れられないと判断した時
- 3 前項の第2)号の③及び④の際に、利用者の要介護状態等の程度を悪化させる恐れがある時及び利用者に不正な受給がある時等には、意見を付して当該市町村（一部事務組合及び広域連合を含む）以下同じに通知する事とします。

## 9 【秘密保持】

事業所及びその職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させる為、退職後においても、これらの秘密を保持する旨を職員との雇用契約の内容とします。
- 3 事業所は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いませぬ。

## 10 【虐待・身体拘束の防止に関する措置】

利用者の人権の庇護や虐待、身体抑制防止のため「身体拘束マニュアル」に沿い、職員の教育、研修を行い、心より人間の尊厳の遵守に努めます。

## 11 【衛生管理対策】

事業所は、利用者の使用する施設・食器その他の設備等について衛生的な管理に努めます。

- 2 前項については、「衛生管理マニュアル」に沿い教育、研修等を行い従業員に周知徹底を行います。
- 3 事業所は、感染症が発生又はまん延しないように必要な処置を講じると共に、職員については、適宜に健康診断を実施します。

## 12 【苦情処理】

利用者やその家族からの苦情等に迅速にかつ適切に対応する為に、事業所に「ご意見箱」を設置します。苦情が生じた場合は直ちに、詳しい状況を把握するとともに、組織として検討し、必ず具体的対応を行わない必要時は開示します。又、苦情記録その対応についての記録は5年間保管し、職員の教育に生かし、再発を防ぎます。（「苦情対応マニュアル」参照）

|            |        |                                   |
|------------|--------|-----------------------------------|
| お客様相談・苦情窓口 | 苦情責任者  | 通所介護事業所「かりん」責任者                   |
|            | ご利用時間  | 8:30～17:00（平日）～12:30（土曜日）         |
|            | 電話/FAX | TEL 092-811-3111 FAX 092-811-3110 |

●次の公的機関においても、苦情の申し出ができます。

|                                   |      |                  |
|-----------------------------------|------|------------------|
| 西区役所<br>福祉・介護保険課                  | 所在地  | 福岡市西区内浜1丁目4番1号   |
|                                   | 電話番号 | 092-881-2131     |
|                                   | 対応時間 | 9:00～17:00（月～金）  |
| 福岡県国民保険課<br>保険団体連合会<br>介護サービス相談窓口 | 所在地  | 福岡市博多区吉塚本町13番47号 |
|                                   | 電話番号 | 092-642-7859     |
|                                   | 対応時間 | 9:00～17:00（月～金）  |

## 13 【緊急時又は事故発生時の対応】

### （緊急時の対応）

当事業所は、サービスの提供を行なっている際に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要時、家族、緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。サービス付き高齢者向け住宅「かりん」入居者様に関しては、同時に施設長に報告します。

### （事故発生時の対応）

- 1)当事業所は、利用者に対するサービスの提供時に事故が発生した場合、利用者の家族又は身元引受人並びに福岡市及び関係各機関に連絡し必要な措置を講じます。  
\*連絡・報告は福岡市の「介護サービス事故に係わる報告要領」により行います。
- 2)当事業所は、サービスの提供により利用者に賠償すべき事故が発生した場合、天災地震等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意を持って対応します。
- 3)当事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録すると共に、事故発生の原因を解明し、再発防止の対策を講じ、記録は5年間保存します。  
（「事故発生時の対応マニュアル」参照）

## 14 【非常災害対策】

事業所及びその事業者は、地震・火災等の非常災害に際して利用者の安全確保を最優先した避難、誘導の措置を取るものとします。別途定める「防災管理マニュアル」により対応します。

- 2 火災等を想定した消防・避難訓練を利用者にも参加して戴き実施します。

## 15 【送迎】

原則として玄関の中までお迎え、送りをいたします。身体的・環境的等の事情がある場合は、利用者・家族と話し合い事業所で提供できる範囲での送迎サービスを提供いたします。

## 16 【利益供与の禁止】

サービス従業者に対する贈り物や飲食物、金銭のもてなしはご遠慮させていただきます。

## 17 【通所介護サービス提供の記録】

- 1)当事業所は、サービスを提供した際には、予め定めた「個別サービス提供記録書」等の書面に提供したサービスの内容等を記録し、当該利用者に交付します。
- 2)当事業所は、一定期間毎に「通所介護計画書」又は「介護予防通所介護計画書」の見直しを行い、前項の「個別サービス提供記録書」等にその内容を記録します。
- 3)当事業所は、前項にある「個別サービス提供記録書」等の記録を作成した後5年間は、これを適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供します。

## 18 【キャンセル】

利用者がサービスの提供の利用を中止する際は、事務所までご連絡ください。

## 19 【職員の教育】

職員が社会人・職業人としての倫理・規律をもち、安全で質の高い介護を提供できるよう職員を育成します。又、スキルアップをし、生涯学んでいくという姿勢を持ち、仕事に誇りをもって従事できるよう支援していきます。

- 2.本事業の社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため教育、研修を行います。  
詳細は「職員教育要綱」によります。

## 20 【その他運営に関する事項】

- 1)この規定の概要に関係する事項については、「重要事項」として事業所内の見やすい場所に掲示します。
- 2)都道府県及び市区町村、並びに国民健康保険団体連合会(以下「都道府県等」という)からの物件提出の求めや質問・助言に従って必要な改善を行います。  
又、都道府県等から求められた場合には、その改善の内容を都道府県等に報告します。
- 3)第三者委員会の評価は実施していません。

(附則)

この規定は、平成30年4月1日より施行する。

## 通所介護利用料金表

令和6年4月の介護報酬改定に基づき、以下の料金を「負担割合証」に則った割合額をご負担いただきます。  
また、今後、制度改正が行われた場合、施設内にて料金表を提示してお知らせ致します。

当事業所は『通常型通所介護費』です

1単位=10.45円

| 通常規模型           |        | 要介護1  | 要介護2  | 要介護3             | 要介護4  | 要介護5            | 要支援1          | 要支援2            |
|-----------------|--------|-------|-------|------------------|-------|-----------------|---------------|-----------------|
| 2~3時間<br>未<br>満 | 単位     | 272単位 | 311単位 | 351単位            | 392単位 | 432単位           | 1,672単位/<br>月 | 3,428単位/<br>月   |
|                 | 金額(1割) | 284円  | 324円  | 366円             | 0円    | 451円            |               |                 |
|                 | (2割)   | 568円  | 649円  | 733円             | 0円    | 902円            |               |                 |
|                 | (3割)   | 852   | 974   | 1100円            | 0円    | 1354円           |               |                 |
| 3~4時間<br>未<br>満 | 単位     | 370単位 | 423単位 | 479単位            | 533単位 | 588単位           | 1,748円/月      | 3,583円/月        |
|                 | 金額(1割) | 386円  | 442円  | 500円             | 0円    | 614円            | (1割)          | (1割)            |
|                 | (2割)   | 773円  | 884円  | 1001円            | 0円    | 1228円           |               |                 |
| (3割)            | 1159円  | 1326円 | 1501円 | 0円               | 1843円 |                 |               |                 |
| 4~5時間<br>未<br>満 | 単位     | 388単位 | 444単位 | 502単位            | 560単位 | 617単位           | 3,495単位/<br>月 | 7,165単位/<br>月   |
|                 | 金額(1割) | 405円  | 463円  | 524円             | 386円  | 644円            | (2割)          | (2割)            |
|                 | (2割)   | 810円  | 927円  | 1049円            | 773円  | 1289円           |               |                 |
| (3割)            | 1216円  | 1391円 | 1573円 | 1159円            | 1934円 |                 |               |                 |
| 5~6時間<br>未<br>満 | 単位     | 570単位 | 673単位 | 777単位            | 880単位 | 984単位           | 5,242単位/<br>月 | 10,747<br>単位/月  |
|                 | 金額(1割) | 595円  | 703円  | 811円             | 0円    | 1028円           | (3割)          | (3割)            |
|                 | (2割)   | 1191円 | 1406円 | 1623円            | 0円    | 2056円           |               |                 |
| (3割)            | 1786円  | 2109円 | 2435円 | 0円               | 3084円 |                 |               |                 |
| 6~7時間<br>未<br>満 | 単位     | 584単位 | 689単位 | 796単位            | 901単位 | 1008単位          | /             |                 |
|                 | 金額(1割) | 610円  | 720円  | 831円             | 0円    | 1053円           |               |                 |
|                 | (2割)   | 1220円 | 1440円 | 1663円            | 0円    | 2106円           |               |                 |
|                 | (3割)   | 1830円 | 2160円 | 2495円            | 0円    | 3160円           |               |                 |
| 同一建物減算          |        |       |       | 1日につき ▲94単位 ▲99円 |       | ▲376単位<br>▲393円 |               | ▲752単位<br>▲786円 |

\*選択サービス

| 要介護           |        | 要支援1  | 要支援2              |
|---------------|--------|-------|-------------------|
| 入浴介助加算        | 40単位/日 | 42円/日 |                   |
| 運動機能向上加算      | /      |       | 225単位/月<br>236円/月 |
| 個別機能訓練加算(Ⅰ-イ) | 56単位/日 | 59円/日 |                   |
| サービス提供体制加算(Ⅲ) | 6単位/日  | 6円/日  | 24円/月<br>48円/月    |

R8.6月施行

\*介護処遇改善加算(Ⅱロ)として、毎月算定した総単位11.8%分の負担割合分をいただきます

\*食事代 600円(1食あたり)